

原議保存期間	10年（平成41年3月31日まで）
有効期間	一種（平成36年3月31日まで）

警 視 庁 交 通 部 長  
関 係 県 警 察 本 部 長 殿  
（参考送付先）  
各管区警察局広域調整担当部長  
道 府 県 警 察 本 部 長

警 察 庁 丁 規 発 第 7 0 号  
平 成 3 1 年 3 月 2 9 日  
警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

「首都直下地震発生時における関係都県警察の自律的立上り」の策定について（通達）

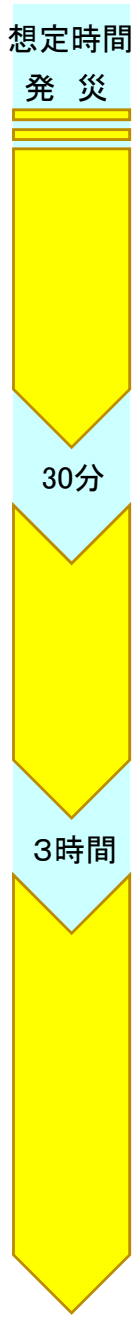
今般、首都直下地震発生時に実施すべき交通対策を時系列で構成した「首都直下地震発生時における関係都県警察の自律的立上り（以下「交通対策タイムライン」という。）」を別添のとおり策定したので、今後、首都直下地震が発生した場合には、交通対策タイムラインを踏まえた対応を推進されたい。また、首都直下地震以外の東京23区内で震度5強以上又はその他の地域で震度6弱以上を観測した地震の場合にも、交通対策タイムラインに準じた対応を推進されたい。

さらに、首都直下地震等が発生した場合に、交通対策タイムラインを踏まえ迅速に各種対策を実施するには、平素からの準備・検討が重要となる。この点を踏まえ、関係都県警察にあっては、交通対策タイムラインに定める各種対策の現状を確認し、緊急交通路指定予定路線の確認要領や報道機関に対する報道要請要領等について更に検討するなど、首都直下地震等が発生した際、執務時間の内外を問わず、迅速かつ確実に各種対策を実施することができるよう、万全を期されたい。

なお、各種対策の見直しや検討の進捗状況等については、別途指示するところにより、警察庁に報告されたい。

# 別添 首都直下地震発生時における関係都県警察の自律的立上り

凡例 ◎:全都県対象 ●:被災都県のみ対象



	道路交通情報の収集	緊急交通路の指定等	その他
第一段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎道路損壊状況、通行可能道路の確認                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 高速道路及び一般道路の緊急交通路指定予定路線を最優先で確認</li> </ul> </li> <li>◎交通管制システムを活用した情報収集                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ I T V映像、管制卓の渋滞表示、現場からの無線報告等による情報の収集</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎高速道路における初動対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 入路閉鎖、通行止め、車両の排出（同時に左記点検も実施）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（道路管理者による速やかな通行止め情報の提供と警察による日本道路交通情報センターを通じた交通情報の提供）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎警察庁総合対策室交通班への報告                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 第一報：発災直後に把握可能な「高速道路の初動対応、交通管制システムの異常の有無、信号滅灯の有無等の判明事項」を即報</li> <li>➢ 第二報：発災後概ね1時間を目途に「高速道路の通行止め、緊急交通路指定予定路線の通行可否、道路状況、信号滅灯の概要等の判明事項」を報告</li> <li>※ これ以降も、随時状況を報告するほか、1時間毎に定時報告</li> </ul> </li> </ul>		
第二段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎関係機関からの情報収集                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 都県災害対策本部、道路管理者等との情報共有</li> </ul> </li> <li>●SNSを活用した情報収集</li> <li>●ヘリによる道路損壊状況等の確認</li> <li>●プローブ情報（通行実績）の分析                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 被災地への流入経路や迂回路等を検討</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎緊急通行車両確認標章の交付準備</li> <li>◎検問所等への警察官の配置準備</li> <li>●道路交通法に基づく交通規制の検討及び実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 警察官の配置、資機材の活用、広報の実施等により、交通規制の実効性を確保</li> </ul> </li> <li>●広域緊急援助隊の派遣検討及び第一報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●報道機関への広報要請                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 状況に応じ、車両の利用抑制、被災地への一般車両の流入抑制等に関する広報を要請</li> </ul> </li> <li>●交通規制情報等のタイムリーな提供</li> <li>●信号機の滅灯交差点への対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 警察官の配置や可搬式発動発電機の活用等による交通の秩序化</li> </ul> </li> <li>（日本道路交通情報センターによる「災害Web」の立ち上げと詳細情報の提供）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急輸送ルートとなる幹線道路の確認                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 橋梁の損壊やビルの倒壊等による道路閉塞状況等の把握と関係機関との情報共有</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎緊急交通路の選定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 警察庁から別途指示がない限り、「首都直下地震発生時の交通規制計画」に定められた予定路線を緊急交通路に指定することを前提に、隣接都県と調整</li> </ul> </li> <li>●道路啓開の要請</li> <li>●広域緊急援助隊の派遣要請</li> <li>◎公安委員会の意思決定と交通規制の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 警察庁から別途指示がない限り、発災後9時間を目途に緊急交通路の指定に係る調整を終了。その後順次交通規制を開始</li> <li>➢ 緊急交通路の指定に関する周知</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ドライバーに対する広報                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 交通情報板、サインカー、誘導標識車、パトカー等を活用した広報を実施</li> </ul> </li> <li>◎SNS、HP等を活用した情報発信</li> <li>●信号機の設定変更等の検討及び実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 信号機の手動介入、現場における信号機の手動制御等による交通の秩序化</li> </ul> </li> <li>◎緊急交通路の指定に伴う広報</li> </ul>

※ 本タイムラインは、発災直後の交通対策を時系列で示したものであり、自都県の被災状況や対策の進捗状況等に応じ、必要な措置を講ずること